

島根労働局からのお知らせ

「働き方・休み方改善コンサルタント」を利用して みませんか？

ご利用は無料です！

島根労働局では、労働時間・休日・休暇などの『働き方・休み方』の見直しについて、助言や好事例紹介・コンサルティングを行うため、専門的知識・経験を有する「働き方・休み方改善コンサルタント」を配置しています。労働基準法への対応を含めた労働時間制度等に関する相談・訪問コンサルティングなど幅広く対応いたします。

企業が抱える以下のような悩み、【働き方・休み方改善コンサルタント】に

ご相談下さい！

・所定外労働を削減するにはどうすればいい？

・変形労働時間制を導入するには？

・法定の休暇制度にはどんなものか？

・年次有給休暇の計画的付与制度とは？

・仕事と生活の調和ってどんなこと？ など

電話による相談対応のほか、ご希望に応じてコンサルタントが個別に事業場を訪問し、アドバイスや資料提供を無料で行います。（秘密は厳守します。）
ご希望の場合は下記までお問い合わせください。
（または、裏面の申込書をご利用下さい。）

お問い合わせ・申し込み先

島根労働局雇用環境・均等室

電話 0852-31-1161 FAX 0852-31-1505

〒690-0841 松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階